

## 漁船リース事業、新リース事業 共通Q&A【漁業所得として取り扱うべき収入と支出の費目等】

	質問	分類	回答
1	収支計画・実績において、どのような費目を漁労収入として計上する必要がありますか。	収支計画・収支実績	<p>以下の費目については、漁業生産に伴う収入として漁労収入に計上する必要があります。不明な点があれば個別に御相談下さい。</p> <p>①漁獲物・収穫物の販売及び養殖生産の収入 （自身の漁獲物・収穫物等を自ら加工（一次加工）・販売する場合は、当該売上も含む） ②現物処理の評価額（家事消費（自家消費）） ③漁協の構成員として漁業を行うこと又は共同経営体の構成員として共同で漁業経営を行うこと等により得られる利益配分・分配・配当金等の収入（漁協・共同体・他経営体に雇用され、これらが行う漁業に従事した場合に支払われる給与（労賃）は含まない）等</p>
2	漁労収入として、自分自身で漁獲・収穫した水産物を自ら加工し、販売した場合は、当該売上を計上することはできますか。	収支計画・収支実績	<p>自分自身で漁獲・収穫した水産物等を自ら加工（一次加工）・販売する場合は、当該売上を漁労収入として計上することは可能です（加工（一次）：ポイルわかめ、乾しのみ、貝類のむき身、採介藻を乾燥させたもの等）。なお、一次加工に係る個別の取扱については、事業実施主体であるNPO法人水産業・漁村活性化推進機構までお問い合わせ下さい。</p> <p>【NPO法人水産業・漁村活性化推進機構 連絡先】 ①水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業担当（漁船リース班）：03-6260-7531 ②水産業成長産業化沿岸地域創出事業担当（新リース班）：03-6260-7532</p>
3	漁労収入として、現物処理の評価額（家事消費（自家消費））を計上したい場合には、評価額をどのように算出したら良いでしょうか。	収支計画・収支実績	<p>現物処理の評価額を漁労収入に計上する場合は、確定申告時の所得税青色申告決算書の「月別売上（収入）金額及び仕入金額表」の「家事消費等」の欄に記載の金額を計上してください（算出方法については税理士又は税務署とご相談の上でご対応下さい）。</p>
4	漁協・共同経営体又は他経営体に雇用され、これらが行う漁業に従事した場合に支払われる給与は漁労収入に含めることができますか。	収支計画・収支実績	<p>漁労収入には、1に記載のとおり、漁業者自らが漁業や養殖業を行い、その漁獲物や収穫物の販売収入、現物処理の評価額等を計上するものとしています。他方、他経営体等に雇用され、これらが行う漁業に従事した場合には、自ら漁業や養殖業を行っていることにはならないため、同経営体から支払われる給与については、漁労収入ではなく漁労外収入に計上して下さい（9の②に記載）。</p>

5	他経営体等に雇用され、これが行う漁業に従事した場合、給与ではなく分配金等の名目で対価が支払われた場合には、当該対価を漁労収入に計上することはできますか。	収支計画・収支実績	あくまでも、他経営体等に雇用され、これらが行う漁業に従事し、自ら漁業や養殖業を行っているものではないという実態に変わりはないため、名目の如何に関わらず、当該対価は漁労外収入に計上して下さい(9の②に記載)。
6	収支実績・計画において、漁労支出として計上する費目は何ですか。	収支計画・収支実績	以下の費目については、漁業生産に伴う支出として漁労支出に計上する必要があります。 ①漁業生産に伴う雇用労賃 ②漁船・漁具費(修繕・メンテナンス費を含む) ③油代 ④餌代 ⑤種苗費 ⑥販売手数料 ⑦負債利子 ⑧漁業関係保険料 ⑨租税公課諸負担 ⑩減価償却費 ⑪氷代 ⑫魚箱代 ⑬水道光熱費 ⑭役員報酬 ⑮賃借料 ⑯接待交際費 ⑰旅費交通費 ⑱損害保険料 ⑲手数料 ⑳雑費等
7	雇用労賃のほか専従者(漁業)に対する給与は漁労支出に計上することはできますか	収支計画・収支実績	専従者(漁業)とは、個人経営体において事業主の元で漁業に従事する家族従業員のことであり、これらの者への給与は経営体外に支出されるものではないため、漁労支出及び漁労外支出のいずれにも計上することはできません。
8	漁業関係保険料にはどのような費用が含まれますか。	収支計画・収支実績	漁業関係保険料(漁業共済・漁船保険・積立ぶらす・漁業経営セーフティーネット構築事業の積立金等)が考えられます。ただし、同積立金等に関し「預け金」等にて資産計上している場合には、漁労支出等の支出には該当しません。
9	収支実績・計画において、漁労外収入として計上する費目は何ですか。	収支計画・収支実績	以下の費目については、漁業生産以外に係る収入として、漁労外収入に計上する必要があります。 ①兼営する水産加工業による収入(一次加工品を除く) ②漁協・共同体・他経営体に雇用され、これらが行う漁業に従事した場合に支払われる給与収入 ③他会社からの給与 ④民宿及び農業等の事業によって得られた収入 ⑤漁業経営以外の兼業・兼職に伴う収入 ⑥補助金収入(資源調査・海底耕うん、傭船等)⑦制度受取金等 ⑧遊漁船業収入 ⑨委員報酬 ⑩漁協の役員報酬 ⑪受取利息 等

10	漁業関係の「制度受取金等」にはどのような収入が含まれますか。	収支計画・収支実績	漁業関係の「制度受取金等」とは、漁業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づき支払われた共済金の受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等が含まれます(9の⑥を除く)。
11	「漁業共済・漁船保険・積立ふらす・漁業経営セーフティーネット構築事業」の補填金等を収支計画の漁労外収入に含めることはできますか。	収支計画・収支実績	<p>「漁業共済・漁船保険・積立ふらす・漁業経営セーフティーネット構築事業」補填金等の受け取り額などの実績額については、事業提案書の添付資料(★)の「収支実績・計画」欄における実績年・基準年及び事業実施報告書の実績の欄に計上して下さい、同受け取り額などの見込額は、恒常的に支払われるものとは判断できないため、同資料の「収支実績・計画」欄における計画年に計上することはできません。</p> <p>なお、同受け取り額などが恒常的に支払われるものであり、その金額及び期間が文書・書面等により明確な裏付けがある場合に限り、事業提案書の添付資料(★)の「収支実績・計画」欄における計画欄に「漁労外収入」として計上することは可能です。</p> <p>★ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(漁船リース事業)の場合(水産業成長産業化沿岸地域創出事業(新リース事業)の場合、地域水産業成長産業化計画書の別紙「事業計画書」)</p>
12	収支実績・計画において、漁労外支出として計上する費目は何ですか	収支計画・収支実績	<p>以下の費目については、漁業生産以外に係る支出として、計上する必要があります。</p> <p>①漁労外収入に関する活動に必要な原価・費用 ②支払利息 等</p>
13	Q&A等に例示の無い収入・支出に係る費目については、漁労収入・漁労支出・漁労外収入・漁労外支出のいずれに計上すれば良いでしょうか。	収支計画・収支実績	<p>Q&amp;A等に例示されていない収入・支出に係る費目の扱いについては、事業実施主体であるNPO法人水産業・漁村活性化推進機構までお問い合わせ下さい。</p> <p><b>【NPO法人水産業・漁村活性化推進機構 連絡先】</b>  ①水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業担当(漁船リース班):03-6260-7531  ②水産業成長産業化沿岸地域創出事業担当(新リース班):03-6260-7532</p>